

2022年第4回定例会総括質問12月6日(長谷川薫)

1、戸塚前副市長の官製談合防止法違反による逮捕事件について

はじめに官製談合防止法違反事件について質問します。逮捕・起訴された戸塚前副市長は、昨年4月に逮捕起訴された契約管理課職員の官製談合事件の原因究明調査委員会の委員長を担ってきただけに、前橋市政への市民の信頼を大きく失墜させました。市職員の業務に対するモチベーションも大きく低下しているのではないのでしょうか。

市長は、記者会見で「事実であれば任命責任は免れない」と表明されていますが、深刻な反省は感じられず通り一遍の感を拭えません。

市長を長く支えてきた戸塚前副市長がなぜこのような犯罪に手を染めたのか、もっと深く考えるべきではないのでしょうか。市内の建設業界に精通しているある市民からは、「市長選挙が終わったら、選挙選のわだかまりを捨てて、分け隔てなく全市民・全事業者の暮らしや営業を守り抜くという立場に立った市政運営をすべきなのに、戸塚前副市長も山本市長も『キッパリ選挙が終わったらノーサイド』という立場に立てないことが、今回の事件の背景となっていると思う」という率直な意見も寄せられました。

市長は、10年前の就任以来、経済界を中心に各界の人々と親しく交流し、頻繁にイベントを次々と立ち上げて、コメンテーターやパネリストなどとして参加し、最新のデジタル技術を活用した地域の活性化や官民協働の街づくりなどを進めてこられました。国や経済界に喜ばれる市政運営を優先しています。学校給食の完全無料化や住宅リフォーム助成制度などコロナ禍や円安による物価高騰で苦しむ市民や中小企業の市政への要望には、積極的に答えようとはされていません。

新「道の駅」の整備や中心市街地の再開発など、多額の財源を投入する重点事業についても、特別職や幹部職員との慎重な合意形成が十分であったとは思えません。

このような市長のトップダウンによる強引な政治姿勢の影響は、県や国との強いパイプがあり都市計画や土木行政のプロフェッショナルとして市長自身が自信をもって任用した副市長の倉嶋氏を解任や、公営企業管理者の箕輪氏の解任、そして教育現場に精通し意欲をもって課題に取り組んでいた教育長の塩崎氏の解任などに表れています。

今回の事件を受けて市長に求められていることは、特別職や部長級の幹部職員との信頼関係の醸成や丁寧に政策合意を図る努力が不足していなかったかどうか、全国の自治体と比べても突出してデジタル化に熱中している市長自身の政治姿勢に問題はないかどうか、冷静に見つめなおすことではないのでしょうか。

市職員の一般的な綱紀粛正や法令順守・コンプライアンスの徹底にとどめず、市民にも職員にも共感できる自己分析・自己批判が必要だと思います。どのようにお考えか、答弁を求めます。

【反論】市長の答弁をお聞きしても、戸塚前副市長の逮捕を自分事としてとらえられないことは残念です。市長の任命責任を自覚されているなら、なぜこのような事態を招いたのか、いろいろな角度から考えるべきではないでしょうか。

公正な入札契約制度を維持していくことは当然ですが、それだけでは、市政への信頼は取り戻せません。政治姿勢についての言及もありませんでしたが、デジタルトランスフォーメーションへの熱中は市職員の中でも問題意識を持たれている方もおられるのではないのでしょうか。「だれ一人取り残さない、ひとにやさしいデジタル化を進めれば地域課題が解決する」などとバラ色の未来を描いて、市民にパフォーマンスすることは慎重であるべきです。高齢化社会が一層進む本市において、デジタル格差は簡単には解消できないと思います。暮らしや福祉に係る切実な市民要望を実現する努力を尽くすことこそ、市政への信頼を取り戻す確かな方策だと思います。強く指摘しておきます。

2、「前橋市個人情報保護法施行条例」の問題点について

(1)外部提供及びオンライン結合

次に、「前橋市個人情報保護法施行条例」の問題点について質問します。今年の4月に施行された改定個人情報保護法は、「新たな産業の創出や活力ある経済社会に資する」と明記し、個人情報保護を大幅に弱め、企業利益のために、個人情報の積極的な利活用と流通に転換する内容となりました。そのために、本市をはじめ全国約2,000の自治体が、これまで厳格に運用してきた個人情報保護条例を、すべてリセットして、全国共通ルールに統一しようとしています。

来年4月から施行条例が運用されれば、今後、前橋市に保管されている市民の膨大な個人情報を企業等の求めに応じて提供できるようになります。メールなどオンライン結合も企業に求められれば、禁止規定がないため拒否できません。

そこで伺いますが、そもそも、「匿名加工すれば、企業等、外部に個人情報を提供して良い」とする市民合意は、得られているのでしょうか？答弁を求めます。

(提言)中核市である前橋市にも、国はそう遠くない時期にオープンデータ化を求めてくると思います。個人情報の提供の是非を、市民が自分で決められる権利や勝手に使われない権利を保障すべきです。市民合意のない外部提供を制限することのできる条例規定が必要です。指摘しておきます。

(2)個人情報保護審査会への意見聴取

第 2 に、現行保護条例では、第6条(9)項で目的外利用や本人以外からの個人情報の収集などの場合、前橋市個人情報保護審査会に意見を聞く仕組みがあります。しかし、改正法の施行後は、国の個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが導入され、個別の事案についての適否の判断は条例による審査会への諮問・答申を求める規定は定めてはならないとされたために、匿名加工情報の提供の適否をその都度審査することのできる仕組みがなくなりました。個人情報保護審査会の役割は、これまでのように条例規定すべきだと思いますが、見解を伺います。

(提言) 政府はデータの官民連携により利活用や流通を促進しています。しかし、市行政の各所管課が、個人情報を目的外に利用することは決してあってはなりません。審査会でのチェック機能の発揮で、厳格な運用を行うべきです。指摘しておきます。

(3) 個人情報の匿名加工

第 3 に、条例規定の最も重要であった外部への個人情報の提供の制限がなくなりオープンデータ化が前橋市に強く求められています。当面、市当局は、匿名加工情報の提供はしないとの方針とありますが、施行条例の運用開始後に民間事業者の求めを拒否すれば、不作為による訴訟提起もされるのではないのでしょうか。今後、市の各部署が個人情報の匿名加工を行うとすると、技術的にも量的にも大変な業務になると思います。

民間業者への委託は、個人情報を取り扱う関係から個人の識別につながる記述や符号等を完全に削除するなど厳格な基準のもと、安全管理措置を徹底した慎重な作業が必要です。匿名加工の作業を自前で行うのか？ 委託するのか？ 伺います。

(提言) データ連携基盤である(株)めぶくグラウンドも民間事業者からの要望に応えるため匿名加工情報の提供を前橋市に要望するのではないのでしょうか。その場合も、技術力のある専門職員を市職員として雇用し独自責任で匿名加工する体制を整備すべきです。匿名加工の外部委託は現行の国保税や市民税の徴収業務などに限定すべきです。指摘します。

(4) 個人情報の漏洩防止策

第 4 に、厚生労働省が、非識別加工をしないまま難病患者の診断書情報を流出させていたことが、今年の 8 月 24 日に報道されました。研究者に提供した情報ファイルに、本来削除されるべき氏名、生年月日、住所等の個人情報 5,640 人分が含まれていたそうです。行政機関の個人情報の漏

洩事件はそのほかにも続出しています。こうした個人情報の漏洩が本市で起こる恐れはないのか？ 情報漏洩防止対策は、どのように行うのか？ お答えください。

(提言)前橋市が各種デジタル事業を行う場合には、委託事業者に多くの分野の個人情報を外部提供することになるのではないのでしょうか。これまでの条例のように審査会に意見聴取を求めないまま行われるだけに情報漏洩の危険性が高まっていくと思います。少なくとも市の独自の保護要綱を作って漏洩防止対策を具体的化するよう求めておきます。

(5) 死者の個人情報

第5に、現行条例で配偶者や子どもや親に認められていた死者の個人情報の提供が、改定保護法にも新条例にも規定がありません。今後、たとえば、市職員の過労死した場合、遺族は亡くなった職員の勤務状況、仕事量などの個人情報の開示請求ができるのでしょうか？ できる場合は、どのように行うのでしょうか？お答えください。

(提言) 死者の個人情報の提供については、遺族の権利擁護のためにも独自に制度化を急ぐべきです。条例改正も視野に入れて検討するよう求めておきます。

(6) 要配慮個人情報

第6に、現行条例で市が定めていた、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴などのよう配慮個人情報の収集制限などの条文が、改正法にも施行条例にもありません。これらの情報が本人に無断で提供され悪用されれば大変な問題となりますが、住民が提供を拒む権利の規定がありません。要配慮個人情報に含まれない DV、虐待、LGBT などに関する相談記録や懲戒処分の履歴等も市は保有しており、これらの市民の基本的な人権に係る個人情報を網羅的に条例で規定することもできます。人権を守り、情報漏洩を防ぐためにも本市の条例の到達点を後退させないためにも、新条例に当然規定すべきと考えますが、いかがですか？

(提言) 個人情報の適正な取り扱いは改定法の規定だけで確保されるという立場は、あまりにも無責任です。監視社会の到来を避けるためにも、市民の要配慮個人情報の収集や利活用はいかなる場合も許さないという市独自の人権擁護の規定を条例に規定すべきです。

(7) 個人情報保護法の再改定

最後に市長に質問します。市長は、いま、DX 推進に全力を傾注していますが、本来任意取得であったマイナンバーカードを、健康保険証だけでなく運転免許証、預金口座などとの紐づけを進めれば、カード保有が事実上義務化され、結果として国民監視社会を招きかねません。

官民が連携して人工知能 AI による市民の個人情報の評価や分析を進めてビッグデータに蓄積すれば人権侵害の危険性が強まります。

すでに全国の多くの自治体も国の個人情報流通促進法ともいえる改正法の問題点を指摘しています。全国市長会を通して、個人所法保護法の再改定と自治体独自の保護規制を広く認めるよう国に働きかけるべきです。市長の答弁を求めます。

【提言】いま、政府は、マイナンバーカードの普及のために、マイナポイントを付けて、健康保険証や運転免許証・銀行口座データなど、様々な個人情報を紐づけようとしています。国や企業にビッグデータとして情報が集積され、それをAIで分析・活用しようという流れが強められています。このような仲だからこそ、少なくとも個人情報とプライバシーを守る仕組みを弱めてはならないと思います。

EUでは、2018年に施行された「一般データ保護規則」を定め、デジタル化に対応して個人情報保護の仕組みを抜本的に強化しました。企業が蓄積したデータを個人が消去させる権利、個人データの取り扱いに対し異議を述べる権利、プロファイリングだけにもとづいて重要な決定を下さない権利などを規定しています。アメリカでは、今までも情報開示と情報の過誤の訂正を求める権利を個人に認めてきました。デジタル化に対応した個人情報保護の強化は今や世界の流れです。

本市が手を上げたスーパーシティ構想も採択されたデジタル田園都市国家構想もビッグデータや AI・人工知能などの最先端のデジタル技術を使って自治体や民間事業者などの実施主体・プラットフォームが市民の住民の様々な個人情報を一元的に管理して、医療、交通、教育、金融、などの各種サービスを一括して提供しようとするものです。

市長は、ICT活用、デジタル化やDXなどを政府の言われるまま推進し、耳障りのいいカタカナで一言、市民には利便性を高めるめると説明していますが、その実、市民の個人情報や思想信条の自由などを危険にさらしているという点を認識すべきです。中国のような監視社会にしてはならないと思います。

地方自治の崩壊を許さず、前橋市民の個人情報と思想信条の自由を守る観点を強く持って、デジタル化や情報一元化にブレーキをかけていくべきです。強く指摘して質問を終わります。